



# 自動車貸渡契約書(貸渡証)

(新規・継続・入替)

(新規・リピート) 会員No ( )

契約日 / 年 月 日  
No - / W-

前回貸渡契約内容に記載した情報と同じ

お客様記入欄	フリガナ	
	お名前	
	ご住所	〒 -
	ご連絡先	( ) -
お勤め先・学校	会社名・学校名	
	ご住所	〒
	ご連絡先	
緊急連絡先	お名前	
	ご住所	〒
	ご連絡先	

お客様記入欄	お名前		
	ご住所		
	ご連絡先		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	免許証情報	番号	
		条件	
		種類	大型 中型 普通 大特 大自二 普通二 小特 原付 け引 大二 中二 普三 大特二 け引二
	取得日	昭和・平成 年 月 日	
	有効期限	年 月 日	
	副運転者	CDW(加入・非加入) 連絡先	
副運転者	CDW(加入・非加入) 連絡先		
利用目的	目的地		

スタップ記入欄	車名		車検有効期限	年 月 日
	登録番号	わ		
	クラス		料金クラス	
	装備		出発時メーター	km
	貸渡場所			
返却場所				
返還時確認	帰着日時	年 月 日	:	
	帰着時メーター	km	走行距離	km
	事故等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )		

※上記借受人及び運転者以外のレンタカー運転出来ません。無断で運転し、事故を起こされた場合は自動車保険の適用が出来なくなり、また車両修理金額負担に加えNOCを請求させていただきます。  
 ※レンタカー契約及びレンタカー規約、貸渡約款に同意し、厳守いたします。  
 ※本書は必ず携帯し、警察官または運輸当局の請求があった場合は提示しなければなりません。  
 ※事故や故障が発生した場合は、事故の発生を防止、貸渡者の安全を確保した上で、直ちに貸渡者に連絡してください。  
 ※貸渡期間が2日以上になる場合には、備え付けの日常点検表に従って、毎日点検を実施してください。

【貸渡人】

〈店名〉 介護レンタルカー-さくら本店	〈連絡先〉
〈所在地〉 名古屋市千代田区本陣通5-130 ALBAビル2F	TEL:052-481-1888
〈営業時間〉 9:00~19:00	FAX:052-481-7118
	Mail:info@rentacare-sakura.jp
〈店名〉 介護レンタルカー-さくら名駅店	〈連絡先〉
〈所在地〉 名古屋市千代田区太閤4丁目9番17号actile 1F	TEL:052-481-1888
〈営業時間〉 9:00~19:00	FAX:052-481-7118
	Mail:info@rentacare-sakura.jp

貸出期間	年 月 日 : ~ 年 月 日 :	
ご利用日数	日間	
	料金(貸渡時)	追加料金(返還時)
基本料金	円	円
ハイシーズン	円	円
基本料金合計	円	円
オプション	CDW (事故免責補償制度)	円
	スタッドレス	円
	( )	円
	配車・引取料金	円
オプション料金合計	円	円
燃料代		円
車両補償料		円
免責負担金		円
ノンオペレーションチャージ		円
( )	円	円
貸渡料金合計	円	円
支払い方法	現金・カード・銀行振込	現金・カード・銀行振込
支払日	/ /	/ /

再契約 1回目	再契約 2回目
入金日	入金日
契約満了日	契約満了日
確認者	確認者
/	/
Ⓜ	Ⓜ

再契約 3回目	再契約 4回目
入金日	入金日
契約満了日	契約満了日
確認者	確認者
/	/
Ⓜ	Ⓜ

※再契約は当店で再契約をする旨を連絡し、了承を得た後、契約満了日までに貸渡料金をお支払いいただくことにより同一貸渡内容で再契約に応じさせていただきます。

担当者	貸渡	返還
	年 月 日	年 月 日

〈振込先〉

第三銀行(546)	本陣支店(425)
普通 6017280	株式会社ガッツ・ジャパン 代表取締役 中村忠司

※振込手数料は、ご負担くださいますようお願いいたします。

お客様記入欄

私(借受人)は介護レンタルカー-さくらより車両を借りるにあたり、契約内容及び貸渡約款、レンタカー規約に同意し厳守することを約束します。

住所 \_\_\_\_\_

借受人 \_\_\_\_\_ Ⓜ

## 【レンタカー規約】

<届出の義務> (1) 契約時の届出事項(契約書記載事項・免許証等)に変更があった場合、速やかに当店に届けていただきます。<貸渡料金の支払いについて> (1) レンタカー料金は如何なる理由に関わらず前納制となります。(2) レンタカー料金のお支払い方法は、現金若しくはクレジットカード・銀行振込(振込手数料は契約者負担となります。)となります。(3) レンタカー料金は如何なる理由に関わらず御返金はいたしかねます。<貸渡契約について> (1) 貸渡契約の締結にあたり借受人及び運転者の運転免許証及び本人確認ができる書類をご提示いただきます。(2) 緊急連絡先として本人の携帯電話番号及び職場・学校・ご家族のご連絡先を告知いただきます。(3) レンタカーの契約後の借受期間の変更はできないものとします。但し、契約満了日迄に店舗に再契約をする旨を連絡した後、貸渡料金を契約満了日迄に支払うことにより同一貸渡契約内容で再契約に応じさせていただきます。(更新日が土・日・祝祭日と重なる場合は、翌平日(PM3:00)迄にお支払ください。)(4) 借受条件の変更及び再契約については貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更及び再契約を承諾しないことがあります。<返却日時超過> レンタカーの契約満了日時を超過して返却する場合は事前にご出発の店舗に承諾を得てください。なおその場合は料金表に定める超過料金をご返却時にお支払いいただきます。又承諾を得ることなく無断で契約満了日時を超え返却した場合は賃借契約違反となり、これにより発生する損害は全て契約者のご負担となります。<強制引き上げについて> (1) 以下に該当する場合はレンタカーを強制的に引き上げさせていただきます、引き上げ日までの延長料金及びレンタカーの引き上げにかかった料金(実費)をお支払いいただきます。(a) 契約満了日に車両の返却がなかった場合 (b) 料金の支払いが確認できない場合 (c) 道路交通法の違反に対して罰則等の処理が済んでいない場合 (d) 連絡先等の変更の届け出がなかった場合 (2) 強制引き上げの際、積載されている契約者の私物は保管場所に移動し7日間迄は保管し、引き取りが無い場合は廃棄処分いたします。又積載されている私物に対しての如何なる抗議についても当社は一切受け付けませんので予めご了承ください。(3) 強制引き上げに際しては、妨げる行為があった場合、盗難扱いとして警察に届けます。<管理責任・日常点検整備> (1) 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。)善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。(2) 借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前に道路交通運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。貸渡期間が2日以上となる場合はレンタカーに備え付けの日常点検表に従い日常点検を行ってください。日常点検整備(オイル量・ラジエーター水切れ・タイヤ空気圧によるバースト等)を怠る事によるエンジン損傷等は、全額契約者負担となります。(時価額) (3) 車両のメーターパネル付近のランプ灯火及び、異音・異臭等あった場合は速やかに走行を停止し当社に連絡ください。これを怠ったことによる故障及び事故発生の場合、修理代金は全額契約者負担となります。<貸渡証の交付・携帯等> 借受人又は運転者はレンタカーの使用、貸渡証(貸渡契約書)を携帯してください。また紛失したときは直ちにその旨を店舗までお知らせください。<禁止行為> (1) a. 当店の承諾なくレンタカーを自動車運送事業等に使用すること b. レンタカーを契約締結時に承諾を得た者以外に運転させること。c. 承諾なくレンタカーを転貸することや、担保に使用すること。d. レンタカーの変造や改造、改装等現状を変更すること。e. 承諾なくレンタカーを各種テストや競技に使用すること。f. 承諾なく他車を牽引や後押しするために使用すること。g. 法令又公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。h. 承諾なくレンタカーについて損害保険に加入すること。i. レンタカーを日本国外に持ち出すこと。j. 重量制限以上の荷物を積載することや定員以上の人数で乗車すること (2) 禁止行為に示された行為が発覚した場合、貸渡契約違反とさせていただきます。レンタカーを直ちに返還いただくとともに損害賠償をご請求させていただきます。<違法駐車の場合の措置等> (1) 違法駐車及び放置駐車違反の連絡を警察等から受けた場合、契約者若しくは違反した本人は速やかに警察に出頭していただき、直ちに自ら違法駐車及び放置駐車違反に係る反則金等を納付し、違法駐車及び放置駐車違反に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を負担するものとします。(2) 違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとします。駐車違反処理をされない場合、又処理前に返却された場合、駐車違反違約金として25,000円をお支払いいただくとともに放置駐車違反をした事実及び警察署等に頭出し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書(以下「自認書」といいます。)に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。(3) 当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。(4) 違約金については違反金納付領収書と引き換えにご返金に応じさせていただきます。(5) 記載の期日迄に所定の手続き及び反則金の納付が行われなかった場合、当社は借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム(以下「全レ協システム」といいます。)に登録する等の措置をとるとともに今後の貸渡をお断りさせていただきます。<返還責任・返還時の確認等> (1) 当店の承諾を受けてから所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約金を支払うものとします。(返還場所変更違約金=返還場所の変更によって必要となる回送のための費用×300%+損害賠償) (2) 当店の承諾を受け返還場所を変更する場合は返還場所から契約時の返還場所までの回送費用をご負担いただきます。(3) 天災その他不可抗力により借受期間内に返還することができない場合は損害賠償の責任を負わないものとします。この場合は直ちに当社に連絡して頂くようお願いいたします。(4) 返還時は当店立ち合いのもとにレンタカーを返還するようお願いいたします。また返還時は通常使用によって摩耗した箇所を除き、引渡し時の状態で返還してください。※禁煙車については喫煙禁止となります。喫煙が発覚した場合、NOCの対象となります。(5) 返還時は遺留品がないことを確認するようお願いいたします。レンタカーを返還後の遺留品について保管の責を負わないものとします。<不返還となった場合の措置> (1) 借受期間が満了したにもかかわらずレンタカーが返還されなかった場合は刑事告訴の行う等の法的措置をとらせていただきます。また全レ協に対し不返還被害報告を行い全レ協システムへ登録させていただきます。(2) 不返還となった場合はレンタカーの所在を確認するために借受人及び運転者の家族・親族・勤務先等の関係者へ聞き取り調査や位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。(3) 不返還となった場合、当店に与えた損害について賠償責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担していただきます。<事故等の届出及び報告義務、ロードサービスの手配について> (1) 衝突・接触・盗難・震災等如何なる事故が発生した場合、速やかに警察に届けるとともに、同時に当社にも報告していただきます。(2) 故障・車両トラブルがあった場合は営業日の9:00~19:00はまずは契約店舗へ直接ご連絡ください。(3) JAFおよびロードサービス提携店舗については別紙規定の範囲内に限りロードサービスを御利用いただけます。ロードサービス適応範囲については有料となり如何なる場合もご契約者の負担となります。(4) 当社指定のロードサービス以外を手配した場合、当社は一切の使用及び責任を負いません。又、その際にかかる費用に関しては当社及び手配先のロードサービス規約にご契約者は従うものとします。<使用不能による貸渡契約の終了> (1) 使用中において故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」といいます。)によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。(2) レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が貸渡前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。(3) 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、如何なる請求もできないものとします。<レンタカーの汚損・臭気等> レンタカーを通常の使用以外により汚損・臭気があり当店がそのレンタカーを営業上利用できなくなった場合は20万円+NOCをご請求させていただきます。<ペット等の乗車禁止> ペットの乗車は禁止いたします。発覚した場合は、清掃料金として10万円+NOCをご請求させていただきます。<警察・検察等への個人情報開示について> 警察や検察等からの個人情報開示が求められた場合、法令に基づき、契約者に連絡することなく個人情報を開示いたします。<自動車保険・補償・CDW・NOC等> (1) 当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。-1 対人補償:無制限(自動車損害賠償責任保険を含む)-2 対物補償:無制限(免責金額5万円)-3 車両補償:保障なし-4 人身傷害補償:1名につき3,000万円(保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。貸渡約款に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。)(2) レンタカーによる事故で自動車保険を適応した場合は、事故の大小に関わらず、1事故免責額5万円を当社に速やかに納めていただきます。レンタカー車両破損については車両補償料を速やかに納めていただきます。(3) 車両補償料は自走して返却された場合は1事故補償額5万円、左記以外の場合は1事故補償額10万円となります。※当逃げ・飛び石等、盗難、契約者の責任ではない事故及び、認識していない事故で車両を損傷した場合でも自損事故扱いとなり、上記記載の事故補償額(5万円若しくは10万円)を速やかに納めていただきます。(4) CDW(事故免責補償制度)に加入されている場合は、(2)の1事故免責額及び1事故補償額が免除されます。※NOC(ノンオペレーションチャージ)及びレッカー料金については免除されませんのでご注意ください。また同一貸渡しにおいて複数事故が発生した場合、初回事故のみの適用となります。(貸渡し手続き後の加入、解約はできません。)\*CDWについては貸渡契約者本人のみ適用となります。複数人が運転される場合は貸渡契約時にCDW加入のお申込みが必要となります。(5) CDWは右記に当てはまる方は加入することができません。-1 自動車運転免許証を取得して1年未満の場合 -2 21歳未満の場合 -3 過去に当店で事故を起こされたことがある場合 -4 その他、当店が不適当とした場合 (6) 自動車保険はレンタカー貸渡契約が締結済みの場合のみ適用させていただきます。(7) 当社は、事故等を起こした場合、過失の有無にかかわらず、NOC(ノンオペレーションチャージ)を速やかに納めていただきます。又ご契約者の責任においての故障等によりレンタカーが使用できなくなった場合においても自損事故扱いとなり、事故免責・補償額及びNOCの対象となります。NOCは自走して営業所に返却された場合は「3万円」、左記以外の場合は「5万円」となります。(レッカー料金も規定料金を契約者に負担していただきます。)\*<調査協力等> 事故・盗難等、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社、警察の調査に協力するとともに要求する書類等を遅延することなく提出いただくようお願いいたします。<鍵等の紛失の措置> 借受期間中に鍵を紛失された場合は、鍵代として通常の鍵の場合、5,000円+配送料金、その他(スマートキー等)は鍵実費+配送料金が別途かかります。またお渡しするまでお時間を頂戴します。<返還時の燃料について> 燃料は満タン状態での返却をお願いいたします。燃料が満タンでは無い場合、現金にてお支払いいただきます。(当社規定による金額) <レンタカーを使用によるトラブルに対する措置> 契約者及び関係者如何なる業務上、精神上、個人的なトラブルについて当社は一切の責任を負いません。又損害賠償のご請求等はできないこととさせていただきます。<個人情報の取扱いについて> 1.借受人(貸渡契約の申込をしようとする者を含む)及び運転者(以下各々「借受人」、「運転者」といいます。当社が下記のため借受人及び運転者の個人情報を利用することに同意するものとします。(1) 貸渡証作成等、レンタカーに関する基本通達(自旅第138号 平成7年6月13日、以下「基本通達」という)にもとづくレンタカー事業者の義務を履行すること。(2) 借受人又は運転者の本人確認及び審査を行うこと。2.借受人及び運転者は、当社が下記に示した範囲において借受人及び運転者の個人情報を第三者に提供することに同意します。但し、借受人及び運転者は当該第三者への自己の個人情報の提供の停止を求めることができます。(1) 提供内容:利用車種クラス、使用目的、借受開始日時等のレンタカーの借受に関する情報ならびに借受人及び運転者の氏名・住所等の個人情報。(2) 提供先及びその利用目的:介護レンタカーさくら



介護福祉事業のことから

介護レンタカー さくら

【2017年5月10日】